相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市白浜町六部三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福島　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町森六〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　旭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

浜松市中区板屋町五〇七番地　清水ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字下深谷部四八四七番地三八、最後の住所三重県桑名市大字下深谷部二〇番地の三　被相続人　亡　加藤　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号

ナカジマビル八階　北勢綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稗田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市垣鼻町八四九番地二、最後の住所三重県松阪市平成町八四番地六

被相続人　亡　柚久保　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

三重県松阪市中央町三〇三番地一　Ｓｕｎビル五階

相続財産管理人　弁護士　森下　英俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市五軒屋町三三七番地、最後の住所大阪府岸和田市五軒屋町一〇番一号

被相続人　亡　東　岩男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

大阪市中央区瓦町三丁目四番一五号　瓦町ＳＦビル八〇一号室

相続財産管理人　弁護士　沼田　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区駅前通三丁目一番地一、最後の住所兵庫県明石市大久保町大久保町三〇六番地ライオンズマンション明石大久保四〇一号　被相続人　亡　高井壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル２　三〇二号

相続財産管理人　弁護士　福島　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市楠町三丁目八番、最後の住所山口県岩国市楠町三丁目八番一五号

被相続人　亡　山岡　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

山口県岩国市錦見二丁目四番九五号

相続財産管理人　是國　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市北宝来町一丁目一番地一、最後の住所愛媛県今治市四村二六二番地一〇

被相続人　亡　亀井　芳彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

事務所愛媛県今治市泉川町一丁目二番六五号　相続財産管理人　渡部　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字南方一四二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　良恕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

宮崎県宮崎市瀬頭二丁目五番一二号

相続財産管理人　小林かおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県伊佐市大口青木二二五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　飯塚　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月四日

鹿児島県伊佐市大口里六八一番地一六

相続財産管理人　司法書士　竹下　静雄

無縁墳墓等改葬公告

龍閑寺墓地内の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年七月四日

一、墳墓等所在地　東京都文京区春日二―六―一二

一、墳墓等の名称　龍閑寺墓地　平野家墓石類一基、石井家墓石類一基

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区春日二―六―一二　宗教法人龍閑寺　代表役員　今井　正昭

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年七月四日

左記代理人

北海道家畜商業協同組合連合会

会長　松山　幸雄

記

一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字居辺六四三番地、上森　昇

一、住所、氏名　北海道河東郡音更町字音更東一線三七番地、陣野原領一

一、住所、氏名　北海道中川郡本別町美里別一二九番地九、佐藤　信行

一、住所、氏名　北海道河西郡芽室町西三条南五丁目一番地、関口　光雄

一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町忠類西当一三二番地二、菅野　保

一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線二三八番地、石井　政次

一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町字日新三四番地の五六、本田　公敏

一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町字日新三四番地の五五四、本田公一郎

一、住所、氏名　北海道帯広市西一三条南一五丁目一番地二、川上　邦男

一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町字栄二八一番地、大山　徳明